

判決年月日	平成 2 5 年 1 月 3 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成24年(行ケ)10334号		
○図形部分が「B」の文字を印象付けるものということとはできないために文字部分から「イームス」との称呼を生じる本件商標と、「ビームス」との称呼を生じる引用商標とでは称呼及び観念が一致せず類似しないとした本件審決について、本件商標の図形部分と文字部分との配置関係や図形部分の構成及び配色に照らすと、図形部分が、文字部分と一連一体となって「B e a m s」という「梁」又は「光線」を意味するものとして我が国でも周知の英単語を書き表すために、欧文字の大文字である「B」を筆記体ふうに変形したものとみることができるから、本件商標からは「ビームス」との称呼及び「梁」又は「光線」との観念が生じ、引用商標と称呼及び観念が一致するほか、指定役務も同一又は類似するものであるから、本件商標が、引用商標に類似するとして本件審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法4条1項11号

被告は、後記の本件商標（指定役務：第37類「建築物・土木構造物の工事監理」及び第42類「建築物・土木構造物の設計、建築物・土木構造物の耐震性調査及び診断、電子計算機のプログラムの設計及び開発」）について設定登録を受けていたところ、原告は、本件商標が「B E A M S」の欧文字を書してなる商標及び「ビームス」の片仮名を書してなる商標（引用商標）と類似するもの（商標法4条1項11号）であると主張して、無効審判請求をした。なお、本件商標及び引用商標の指定役務は、同一又は類似のものである。

本件審決は、本件商標のうち、「片方を尖らせた楕円様の青色の輪郭線を左右に2つずつバランスよく組み合わせ、その内の3つに若草色を施した構成からなる図形」部分（本件図形部分）について、その一部に確かに「B」の文字様の特徴を有する部分があるとしても、当該部分以外の部分も顕著に表され、捨象して認識されるとはいえず、全体として「B」の文字を印象付けるものとはいえないとした上で、本件商標が植物の葉を表した本件図形部分と文字部分とからなるものと把握され、「e a m s」の文字部分から「イームス」の称呼のみを生じ、当該文字が何らの意味を有するものではないから、格別の観念も生じないとの判断を前提として、本件商標が引用商標とは類似しないとした。

そこで、原告は、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

本判決は、次のように判示して本件審決を取り消した。

英語では固有名詞を書き表す際などに頭文字のみを大文字で書く場合があることは、我が国でも周知であるところ、本件商標の文字部分は、いずれも欧文字の小文字で書かれており、本件図形部分の下半分を占める高さで本件図形部分に接着して配置されている。し

かも、本件図形部分は、文字部分と接着する右側部分が、主に片方をとがらせた２つの楕円様の青色の輪郭線で構成され、その左側部分よりも大きく描かれ、かつ、左側部分とはわずかに離れて配置されているばかりか、本件図形部分の輪郭線及び当該文字部分は、いずれも同じ青色で構成されている。

以上のような本件図形部分と文字部分との配置関係や本件図形部分の構成及び配色に照らすと、本件図形部分は、文字部分と一連一体となって、「B e a m s」という「梁」又は「光線」を意味するものとして我が国でも周知の英単語を書き表すために、欧文字の大文字である「B」を筆記体ふうに変形させたものであるとみることができる。したがって、このように本件図形部分を欧文字の大文字である「B」を変形させたものと把握した場合、本件商標からは、「ビームス」との称呼が生じるほか、その英語の意味に従い、「梁」又は「光線」との観念が想起されるというべきである。

引用商標は、いずれも本件商標の商標登録出願日前に商標登録出願がされた原告の登録商標であるところ、本件商標と引用商標とは、その称呼及び観念が一致し、指定役務も同一又は類似するものであって、当該指定役務に係る取引に当たり、取引者、需要者が本件商標及び引用商標から出所の異同を識別できる実情があるとは認められないから、本件商標は、引用商標に類似する商標であって、引用商標の指定役務又はこれに類似する役務について使用するものであるというべきである。

したがって、本件商標は、商標法４条１項１１号に違反して登録されたものであって、本件審決は、その認定判断を誤るものである。

（本件商標）

